

いんざい こどもプラン

－ 印西市こども計画 －

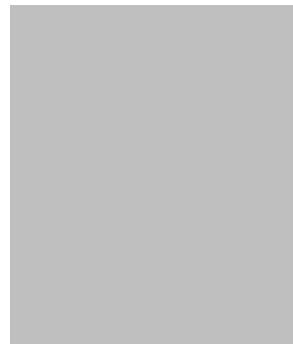
(令和7年度～令和 11 年度)

(骨子案)

令和6年10月(時点)

印西市

ごあいさつ



印西市長 藤代 健吾

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
第2章 印西市のこども・若者の現状.....	12
第3章 こども施策の目指す方向.....	24
第4章 ライフステージ別の支援.....	28
第5章 ライフステージを通した支援.....	33
第6章 子育て当事者にやさしい社会.....	42
第7章 子ども・子育て環境の整備.....	49
第8章 計画の推進	53
資料編	56

第 1 章

計画策定にあたって

令和7年度から始まるこの計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものです。

第1章は、計画策定にあたっての基本的な要件等を示す章です。策定の目的、計画の位置づけ、計画期間などの基本的事項や、策定の背景となった社会の動向などについてまとめます。

1 計画策定の目的

2 計画の名称

3 計画の位置づけ

4 計画の期間

5 計画の策定体制

6 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向

7 こども基本法とこども大綱の概要

1 計画策定の目的

印西市（以下「本市」という。）では、平成27年度からの「印西市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年度からの「第2期印西市子ども・子育て支援事業計画」により、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、全国的には、深刻な少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、こどもや子育て家庭の抱える様々な課題の顕在化などが課題となっており、これからの社会を担う全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず健やかに成長することができ、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が強く求められる状況となっています。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供や地域における子育て支援の拡充に努める「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」と、本市のこどもや保護者が幸せに住み続けることができるよう、地域の協力のもと、本市のこどもにかかわる取り組みを一元的・総合的に推進する「印西市こども計画」（以下「本計画」という。）を一体的に策定するものです。

2 計画の名称

本計画の名称は「印西市こども計画」とします。

また、本計画が、よりよい子育て環境の構築のみならず、本市において全てのこどもが健やかに成長できるよう、またこどもの最善の利益が実現されるまちとなるよう取り組むための総合的な計画であることから、これまで市民に親しまれてきた計画の愛称「いんざい子育てプラン」を発展させ、「いんざい こどもプラン」を愛称とします。

3 計画の位置づけ

(1) こども基本法に基づく「市町村こども計画」

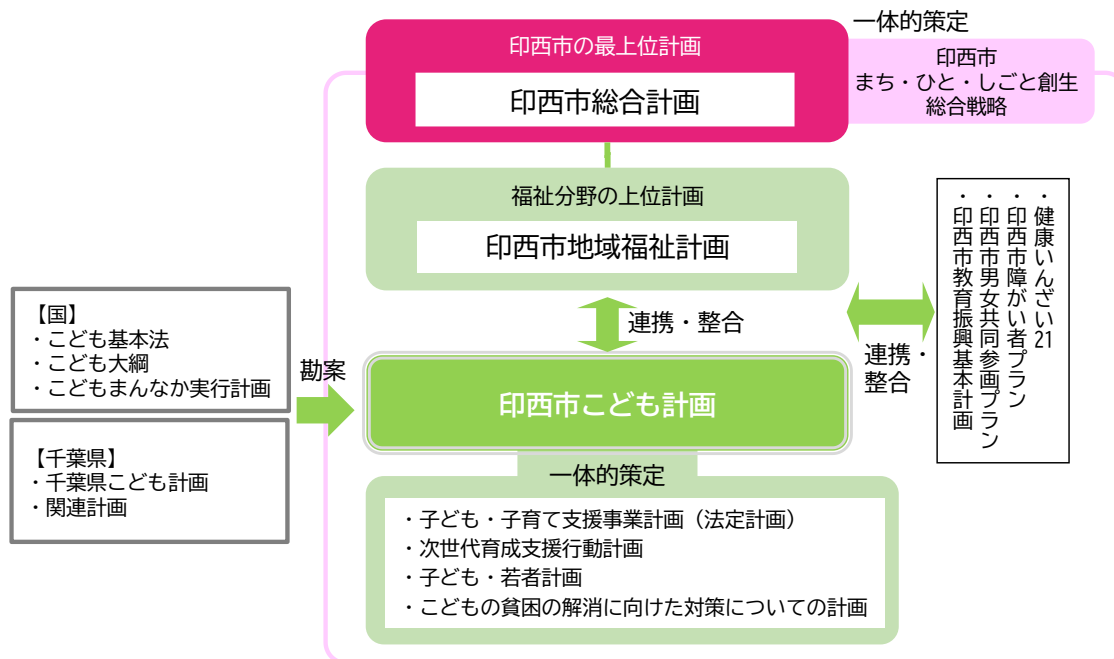
本計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」に該当し、子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の内容も併せ持ちます。

国のこども大綱等を勘案するとともに、本市における以下の計画・取り組みを一体的に推進するものです。

- 子ども・子育て支援事業計画（第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」）
- 次世代育成支援行動計画
- 子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策

本市の最上位計画である「印西市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、国・千葉県による関連計画や、本市の福祉分野の上位計画となる「印西市地域福祉計画」ほか各種分野別計画等との調和が保たれた計画として策定しています。

▼ 計画の位置づけ

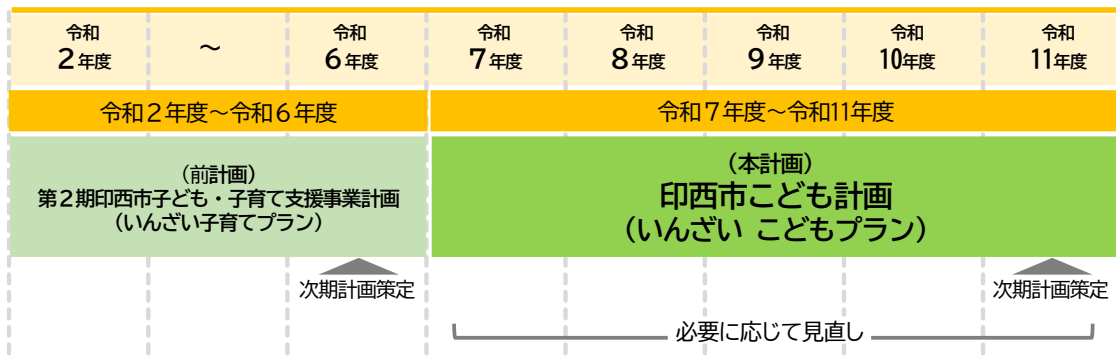


4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

▼ 計画の期間



5 計画の策定体制

(1) 印西市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、こどもの保護者、市内の事業主、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者、公募市民等により構成される「印西市子ども・子育て会議」で意見聴取及び内容の協議を行いました。

(2) 市民アンケート調査

本計画において推進する施策の検討にあたり、市民の子育てに関する実態や意見等を把握するため「一般市民調査」「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」「15歳から30歳までの方への調査」「小学5年生及び中学2年生とその保護者調査」を実施しました。

(3) こどもの意見聴取

こども自身の声を計画に反映するため、市内の小中学生の参加による「印西市こどもワークショップ」を実施し、自分がほっとできる場所や大人に聞いてもらいたいことなどの意見をもらいました。

また、市内の児童館や図書館等を利用している小学生、中・高校生に、求める居場所やイベントなどについてのアンケートを実施しました。

(4) こどもに関わる活動団体・個人の意見聴取

市内のこどもや子育て家庭に関わる活動を担っている団体・個人の皆さんに、日頃接しているこどもや子育て家庭の状況などについてアンケートを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画素案の段階で市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、寄せられた意見を踏まえて計画策定を行いました。

6 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向

(1) 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成 15 年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」と「いんざい子育てプラン」

平成 24 年
子ども・子育て
関連3法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

平成 27 年度～
いんざい子育て
プラン（印西市
子ども・子育て
支援事業計画）

本市では、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「いんざい子育てプラン（印西市子ども・子育て支援事業計画）」を平成27年3月に策定し、次世代育成支援地域行動計画に関連する施策も一部に含めた計画として、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心してこどもを産み育てる環境や、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めました。

¹ 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

(3) こども・若者を取り巻く動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、国のこども・若者を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

平成 22 年
子ども・
若者育成支援
推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

平成 26 年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 28 年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成 12 年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和 2 年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

令和 5 年
放課後児童対策
パッケージ

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、自治体では今後「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月通知）により放課後児童対策の一層の強化を図ることが重要とされています。

（４）深刻な少子化の進行

令和５年
出生数が過去最
低に

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和６年６月の厚生労働省の発表によると、令和５年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和４年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで８年連続となります。

令和６年
少子化対策関連
法案が成立

令和６年６月、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃。第３子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なくこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和８年４月から全国で開始することなどが定められています。

（５）こども施策の新たな推進

令和５年４月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和５年４月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和５年４月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和５年１２月
こども大綱

令和５年１２月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策法」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和６年５月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和６年５月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画 2024」が決定しました。

7 こども基本法とこども大綱の概要

(1) こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

（２）こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3) こども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のように示しています。

ライフステージを通じた 重要事項	○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困の解消に向けた対策 ○障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
ライフステージ別の 重要事項	○こどもの誕生前から幼児期まで 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ○学童期・思春期 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援 ○青年期 高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育て当事者への 支援に関する重要事項	○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

第 2 章

印西市のこども・若者の現状

第2章では、本市のこどもや若者を取り巻く状況について、さまざまな統計データや資料から、人口・世帯、支援の必要性が考えられるこどもや家庭の現状などを確認します。

また、幼児期の教育・保育にかかわる施設や利用者の現状、将来的に予測されるこども・若者の人口などを示します。

- 1 印西市の現状
- 2 幼児期の教育・保育の状況
- 3 こども・若者の将来人口推計

1 印西市の現状

(1) 人口・世帯数

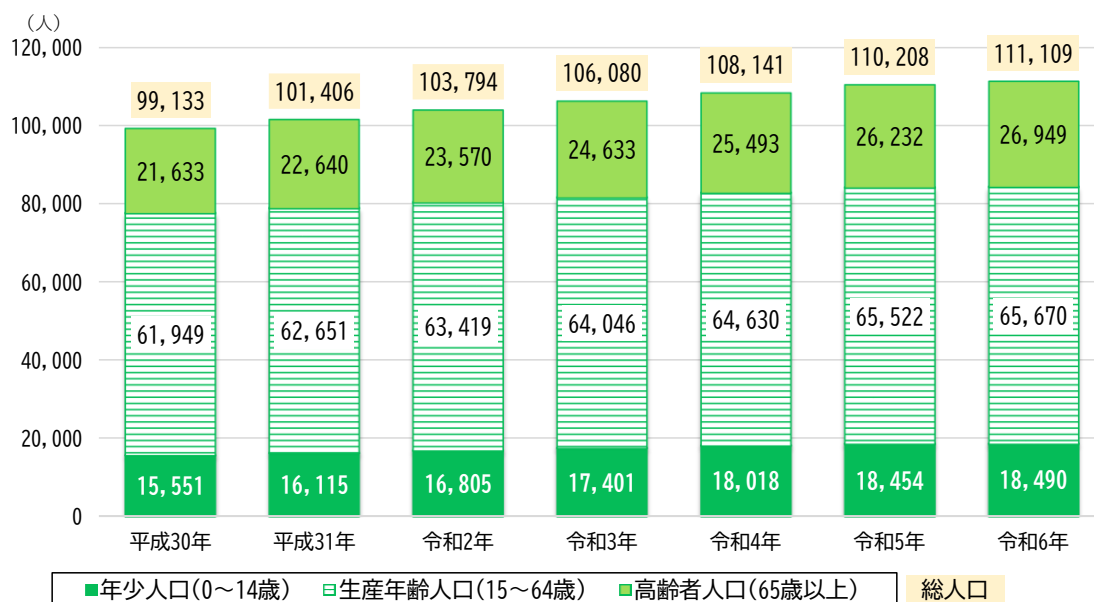
①総人口・年齢3区分別人口

本市の総人口は増加傾向にあり、平成30年の99,133人を100とした場合の、令和6年の111,109人は112.1%にあたります。

同様に、年齢3区分別で同期間の人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は2,939人の増加で118.9%、生産年齢人口（15～64歳）は3,721人の増加で106.0%、高齢者人口（65歳以上）は5,316人の増加で124.6%となっています。

本市においては、全国的に言われる少子化の傾向はみられませんが、高齢者の増加は他の年代よりも多い状況です。

▼ 年齢3区分別人口の推移

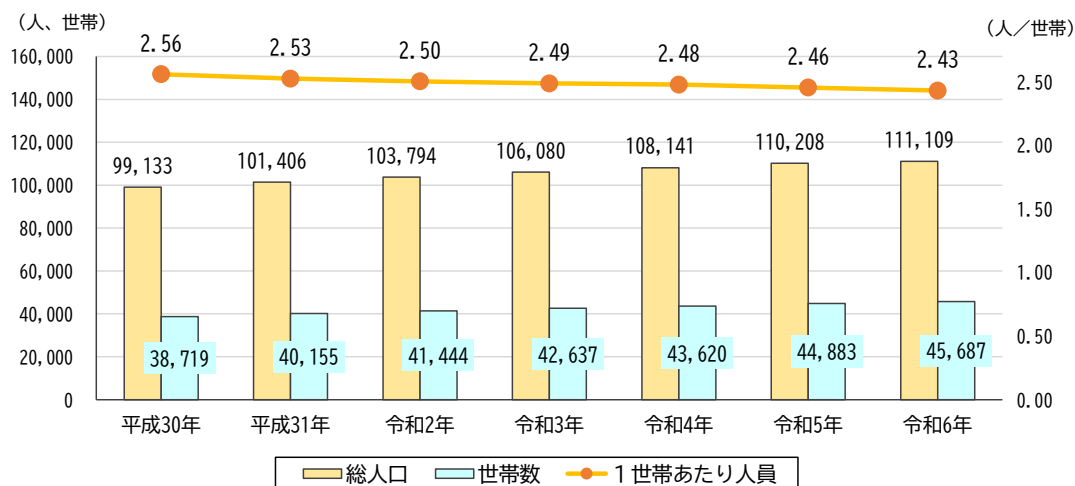


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯数と1世帯当たり人員

世帯数は平成30年から令和6年まで増加しています。しかし同期間の総人口の増加はそれよりも緩やかであり、1世帯あたりの人員は平成30年の2.56から令和6年の2.43まで徐々に減少しています。

▼ 世帯数と1世帯当たり人員の推移



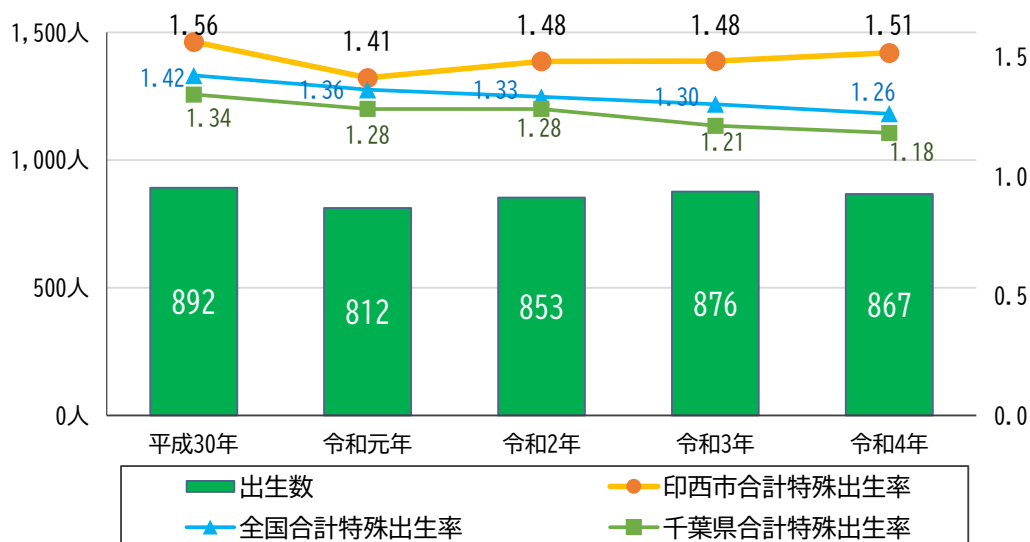
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生・就労

①出生数・合計特殊出生率

出生数は年により増減があり、一律の増加・減少はみられませんが、合計特殊出生率は令和元年以降、継続的に上昇傾向にあります。合計特殊出生率は全国・千葉県よりも高い水準で推移しています。

▼ 出生数と合計特殊出生率の推移



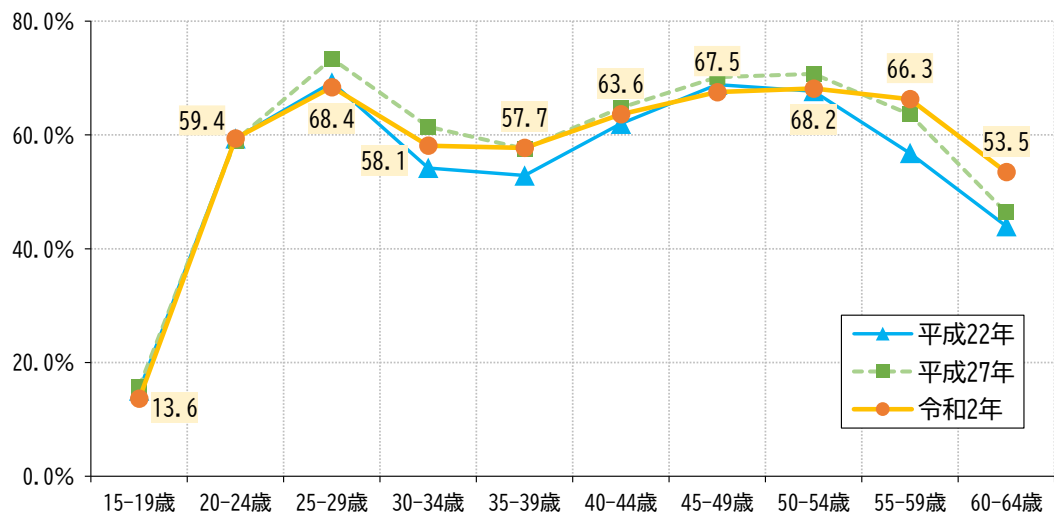
資料：印西市：千葉県衛生統計年報／全国・千葉県：厚生労働省人口動態統計

②女性の就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」がみられます。

令和2年の20歳代後半から30歳代前半では、平成27年よりも働いている女性の割合が減少しています。令和2年がコロナ禍にあったことにも留意が必要と思われますが、出産～子育て期と考えられる年齢層で女性が仕事を離れる傾向は続いていることがわかります。

▼ 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

(3) こどもや家庭のさまざまな状況

① 18歳未満の障害者手帳所持者数

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は令和3年以降減少傾向、療育手帳は平成31年以降増加傾向、精神障害者保健福祉手帳は平成30年から令和2年にかけて横ばいで、以降、年による増減をみせながら総じて増加の傾向となっています。

▼ 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
身体障害者手帳	56	62	64	70	65	54
療育手帳	214	186	219	224	247	273
精神障害者 保健福祉手帳	12	12	12	16	22	18

資料：印西市データ（障がい福祉課）各年度末現在

② 外国につながる世帯の状況

全世帯数に対する外国人のいる世帯の割合は、年による増減がみられるものの、総じて上昇の傾向となっています。

▼ 世帯数と外国人のいる世帯数の推移

単位：世帯

	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
世帯数(A)	40,155	41,444	42,637	43,620	44,883	45,687
混合世帯数(B) ²	1,533	1,795	1,749	1,736	2,069	2,273
(A)に占める (B)の割合	3.82%	4.33%	4.10%	3.98%	4.61%	4.98%

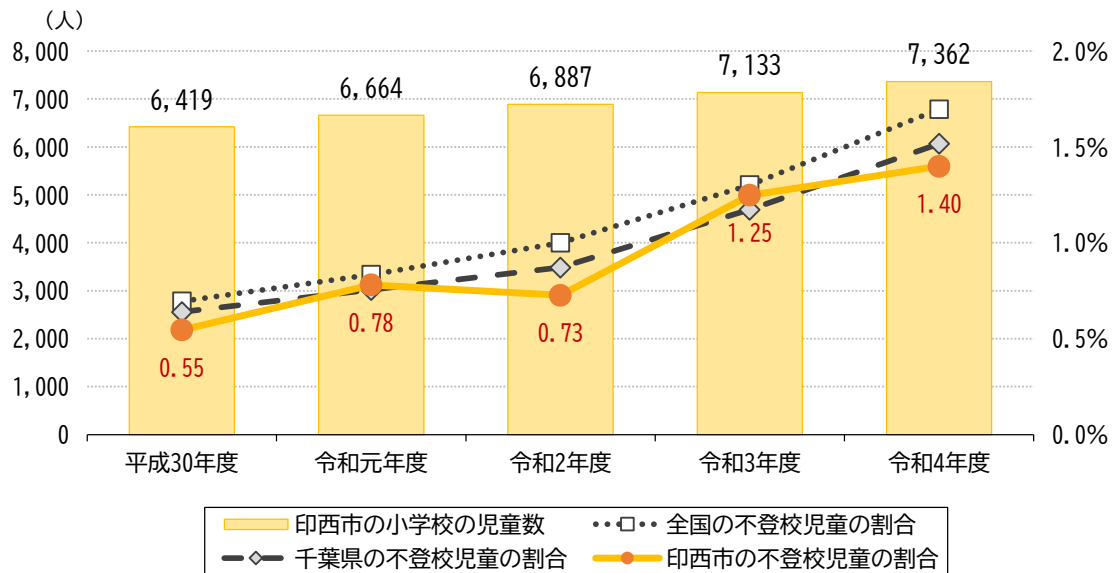
資料：印西市データ（住民基本台帳人口及び国籍別人員調査表）

2 混合世帯：日本人と外国人が結婚した世帯など、1つの世帯に外国人と日本人が含まれる世帯のこと。

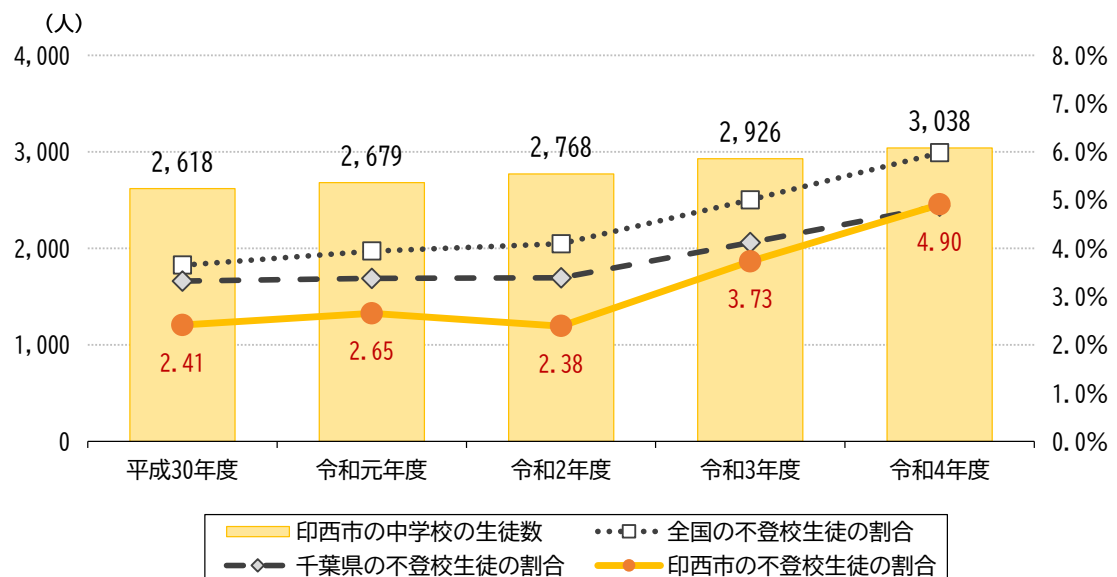
③不登校児童生徒数

本市では、小学校児童、中学校生徒ともに増加が続いています。児童生徒数に対する不登校の児童生徒数の割合は、全国及び千葉県よりも低い水準となっていますが、全国及び千葉県と同様に総じて上昇の傾向となっています。

▼ 小学校の不登校児童の割合の推移



▼ 中学校の不登校生徒の割合の推移



資料：国・県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
印西市は月別長期欠席児童生徒数調査

2 幼児期の教育・保育の状況

(1) 幼稚園・保育園等の入所児童数及び施設数の推移

幼稚園は令和6年度に公立が1園減少しました。認可保育園は増加傾向にあり、令和2年度の32園が令和6年度時点で40園となっています。

認可保育園の入所児童数は年齢により増減がみられるものの、全体では増加が続いています。

▼ 幼稚園・保育園等の入所児童数の推移

単位：人

項 目	幼稚園 (認定こども園含む)	認可保育園（認定こども園及び小規模保育施設含む）				
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	合 計
令和2年度	1,551	93	337	476	1,390	2,296
令和3年度	1,561	134	438	523	1,559	2,654
令和4年度	1,577	160	490	584	1,764	2,998
令和5年度	1,487	157	562	631	1,932	3,282
令和6年度	1,326	148	560	684	2,018	3,410

各年4月1日現在（幼稚園・認定こども園は5月1日）

▼ 幼稚園・保育園等の施設数の推移

単位：園

項 目	幼稚園 (認定こども園含む)			認可保育園 (認定こども園及び小規模保育施設含む)		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
令和2年度	2	6	8	5	27	32
令和3年度	2	6	8	5	28	33
令和4年度	2	6	8	5	33	38
令和5年度	2	6	8	5	35	40
令和6年度	1	6	7	5	35	40

各年4月1日現在

(2) 幼稚園・保育園等の利用状況

▼ 幼稚園の利用状況

項 目	定員（人）					令和6年5月時点の児童数（人）						
	0歳	1歳	2歳	3～5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
もとの幼稚園（公立）	-	-	-	315	315	-	-	-	30	47	80	157
天神幼稚園（私立）	-	-	-	240	240	-	-	-	56	53	54	163
小林天神幼稚園（私立）	-	-	-	240	240	-	-	-	62	64	60	186
印西しおん幼稚園（私立）	-	-	-	315	315	-	-	-	63	84	106	253
きかり幼稚園（私立）	-	-	-	300	300	-	-	-	40	52	70	162
原山幼稚園（私立）	-	-	-	150	150	-	-	-	35	48	48	131
合 計	0	0	0	1,560	1,560	0	0	0	286	348	418	1,052

資料：学校基本調査学校調査票

▼ 認定こども園 幼稚園部分の利用状況

項 目	定員（人）					令和6年5月時点の児童数（人）						
	0歳	1歳	2歳	3～5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
どんぐり保育園（私立）	-	-	-	3	3	-	-	0	1	1	1	3
牧の原宝保育園（私立）	-	-	-	15	15	-	-	0	5	6	7	18
草深こじか保育園（私立）	-	-	-	15	15	-	-	0	6	4	4	14
印西ひかりこども園（私立）	-	-	-	80	80	-	-	0	19	17	23	59
認定こども園 Rainbow Wings International（本園）（私立）	-	-	-	36	36	-	-	0	6	9	9	24
認定こども園 Rainbow Wings International（分園）（私立）	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0
たかさごスクール千葉ニュータウン（私立）	-	-	-	9	9	-	-	0	1	2	1	4
市川学園 西の原幼稚園（私立）	-	-	-	160	160	-	-	0	48	51	51	150
合 計	0	0	0	318	318	0	0	0	86	90	96	272

▼ 保育園等の利用状況

項 目	定員（人）					令和6年4月時点の児童数（人）							
	0歳	1歳	2歳	3～5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
認可保育園													
木刈保育園（公立）	9	12	16	63	100	1	6	16	14	13	11	61	
内野保育園（公立）	10	14	16	60	100	2	8	13	15	15	10	63	
高花保育園（公立）	6	10	20	74	110	3	10	14	15	17	19	78	
西の原保育園（公立）	9	16	18	77	120	2	6	13	13	20	17	71	
もとの保育園（公立）	9	18	18	75	120	1	9	13	17	20	20	80	
銀の鈴保育園（私立）	9	16	16	48	89	6	14	16	17	15	17	85	
原山保育園（私立）	3	9	12	45	69	0	12	14	14	16	15	71	
山ゆり保育園（私立）	12	19	24	105	160	0	20	27	34	32	37	150	
スマイル保育園（私立）	15	15	15	45	90	2	17	18	21	20	21	99	
小倉すくすく保育園（私立）	15	21	24	90	150	8	18	27	29	30	24	136	
しおん保育園（本園）（私立）	3	12	12	80	107	0	12	12	23	28	31	106	
しおん保育園（分園中央）（私立）					0	-	-	-	-	-	-	0	
しおん保育園（私立） （分園年少～年長児分園中央）					0	-	-	-	-	-	-	0	
ヒューマンアカデミー印西牧の原 保育園（私立）	7	13	20	0	40	1	18	20	-	-	-	39	
エンジェルハート保育園（私立）	6	15	15	54	90	6	14	17	13	17	17	84	
星虹保育園（私立）	12	12	12	50	86	6	17	18	16	20	18	95	
星虹第二保育園（私立）	18	18	18	66	120	6	22	29	31	27	27	142	
かふう保育園いんざい（私立）	8	22	25	90	145	3	21	24	27	23	24	122	
AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中央 （私立）	6	10	11	33	60	6	10	14	12	13	14	69	
かぐろ杜の保育園（私立）	6	9	15	60	90	4	12	16	19	16	18	85	
コスモスの丘保育園（私立）	9	12	18	64	103	2	15	18	21	20	19	95	
ゆいのひ保育園（私立）	9	15	15	51	90	4	18	20	19	20	20	101	
AIAI NURSERY 印西牧の原（私立）	6	10	11	33	60	3	11	11	12	12	12	61	
草深こじか第二保育園（私立）	15	15	15	45	90	11	18	17	20	18	16	100	
ちいさな杜の保育（私立）	18	20	24	72	134	6	24	26	15	23	6	100	
HALO 保育園（私立）	15	24	24	72	135	4	30	30	29	30	30	153	
コスモスの丘ひがし野保育園（私立）	9	12	15	54	90	8	12	15	17	18	16	86	
そうほスマイル保育園（私立）	6	15	15	54	90	8	18	18	24	24	24	116	
滝すくすく保育園（私立）	5	10	15	60	90	4	12	17	23	21	19	96	
にじの原のつなぐ保育園（私立）	15	18	18	69	120	2	18	17	12	15	9	73	
NOVA バイリンガル印西東の原保育 園（私立）	6	18	21	75	120	3	9	18	21	26	14	91	
どんぐり保育園（私立） （認定こども園）	3	9	12	41	65	5	11	18	16	15	11	76	
草深こじか保育園（私立） （認定こども園）	12	12	12	39	75	9	13	14	16	14	14	80	
牧の原宝保育園（私立） （認定こども園）	6	12	18	54	90	7	16	17	18	17	19	94	
認定こども園 Rainbow Wings International（本園）（私立） （認定こども園）	9	12	12	84	117	4	12	12	26	28	19	101	
認定こども園 Rainbow Wings International（分園）（私立） （認定こども園）	9	12	12		33	2	12	12	-	-	-	26	
印西ひかりこども園（私立） （認定こども園）	6	18	24	85	133	4	16	19	18	25	25	107	
たかさごスクール千葉ニュータウ ン（私立）（認定こども園）	9	24	24	83	140	5	18	24	26	27	26	126	
市川学園西の原幼稚園（私立） （認定こども園）	0	0	0	20	20	0	0	0	7	6	8	21	
計	330	529	612	2,170	3,641	148	529	644	670	701	647	3,339	
小規模保育施設													
やまと小規模保育園（私立）	3	8	8	-	19	0	7	8	-	-	-	15	
カインド・ナーサリー牧の原 第1園（私立）	3	8	8	-	19	0	7	8	-	-	-	15	
カインド・ナーサリー牧の原 第2園（私立）	3	8	8	-	19	0	7	8	-	-	-	15	
リップル保育園 CNT 高花1（私立）	3	8	8	-	19	0	6	8	-	-	-	14	
リップル保育園 CNT 高花2（私立）	3	8	8	-	19	0	4	8	-	-	-	12	
計	15	40	40	0	95	0	31	40	0	0	0	71	
合 計	345	569	652	2,170	3,736	148	560	684	670	701	647	3,410	

(3) 学童クラブの利用状況

令和6年5月時点の学童クラブの入所児童数をみると、1～3年生では1,586人、4～6年生では389人となっています。

全体で定員を上回る入所児童数となっていますが、学童クラブごとでは、充足しているところと、近年の児童数増加により定員を上回る入所児童数となっているところがあり、地区によるニーズと提供量のバランスに偏りがみられます。

項 目	定員 (人)	令和6年5月時点の入所児童数(人)							備 考 (小学校区等)
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
滝野学童クラブ	110	25	36	17	15	8	0	101	滝野小学校区
牧の原学童クラブ	80	22	22	29	3	0	0	76	牧の原小学校区
牧の原第2学童クラブ	80	43	29	0	11	0	0	83	牧の原小学校区
小林学童クラブ	45	17	2	10	2	0	0	31	小林北小学校区
小林第2学童クラブ	70	19	19	12	6	2	0	58	小林小学校区
原山学童クラブ	35	17	12	13	0	0	0	42	原山小学校区
高花学童クラブ	55	24	12	13	12	0	3	64	高花小学校区
内野学童クラブ	80	23	19	16	19	7	4	88	内野小学校区
内野第2学童クラブ	45	12	15	11	5	4	4	51	内野小学校区
大森学童クラブ	45	13	10	10	5	0	7	45	大森小学校区
木下学童クラブ	45	19	11	15	9	0	0	54	木下小学校区
木刈学童クラブ	70	34	35	11	0	0	0	80	木刈小学校区
小倉台学童クラブ	40	10	7	10	12	6	5	50	小倉台小学校区
小倉台第2学童クラブ	40	12	9	12	8	5	2	48	小倉台小学校区
小倉台第3学童クラブ	80	25	24	23	17	8	3	100	小倉台小学校区
西の原学童クラブ	80	23	28	23	7	4	2	87	西の原小学校区
西の原第2学童クラブ	45	18	13	12	1	5	1	50	西の原小学校区
原学童クラブ	75	18	15	6	31	7	2	79	原小学校区
原第2学童クラブ	45	19	22	6	0	0	0	47	原小学校区
原第3学童クラブ	80	36	42	17	0	0	0	95	原小学校区
六合学童クラブ	20	3	3	3	7	2	7	25	六合小学校区
平賀学童クラブ	40	3	5	7	2	2	5	24	平賀小学校区
いには野学童クラブ	70	38	23	13	12	2	1	89	いには野小学校区
本埜学童クラブ	15	0	5	2	3	0	3	13	本埜小学校区
松崎学童クラブ	45	6	4	2	2	3	1	18	高花小学校区等
アルカサル学童クラブ	40	3	8	9	9	5	5	39	小倉台小学校区等
BigHop 学童クラブ	40	3	7	6	11	2	2	31	原小学校区等
モア学童クラブ	40	5	6	4	1	4	2	22	牧の原小学校区等
エンジェルハート学童クラブ	30	14	11	8	0	0	0	33	小倉台小学校区等
星虹学童クラブ	45	26	21	2	0	1	0	50	内野小学校区等
HALO 学童クラブ	40	19	19	4	3	0	0	45	滝野小学校区等
レインボー学童クラブ	40	12	15	8	5	0	0	40	西の原小学校区等
レインボー第2学童クラブ	40	11	14	9	6	0	0	40	西の原小学校区等
こじか KIDS クラブ	45	17	12	11	6	0	0	46	原小学校区等
かふう kids 学童クラブ	45	21	22	5	0	0	0	48	滝野小学校区等
学童クラブ アゼリーアカデ ミア千葉ニュータウン	30	6	8	14	6	6	5	45	高花小学校区等
DUCK 学童クラブ	45	15	8	9	3	3	0	38	小倉台小学校区
1～3年生・4～6年生 計		1,586			389				
合 計	1,915	631	573	382	239	86	64	1,975	37 か所

3 こども・若者の将来人口推計

0～17歳の人口は令和2年から令和5年にかけて増加傾向となっています。今後
も増加が続く見込みで、本計画の最終年度である令和11年度には23,694人となる
予測です。³

年齢						本計画の計画期間				
	実績					推計				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	920	898	972	953	916	917	913	907	905	902
1歳	1,097	1,086	1,091	1,108	1,044	1,071	1,071	1,067	1,059	1,058
2歳	1,214	1,218	1,195	1,190	1,153	1,142	1,171	1,172	1,168	1,158
3歳	1,204	1,312	1,327	1,292	1,217	1,237	1,226	1,256	1,257	1,253
4歳	1,172	1,272	1,363	1,363	1,312	1,268	1,290	1,277	1,310	1,311
5歳	1,228	1,209	1,322	1,396	1,379	1,351	1,306	1,328	1,315	1,348
6歳	1,195	1,288	1,275	1,376	1,423	1,444	1,414	1,367	1,390	1,377
7歳	1,171	1,210	1,312	1,301	1,390	1,448	1,469	1,439	1,391	1,414
8歳	1,145	1,195	1,234	1,335	1,301	1,410	1,468	1,489	1,459	1,411
9歳	1,164	1,150	1,205	1,259	1,341	1,319	1,428	1,488	1,510	1,478
10歳	1,127	1,186	1,163	1,222	1,246	1,359	1,335	1,447	1,507	1,530
11歳	1,109	1,146	1,198	1,180	1,226	1,260	1,373	1,351	1,463	1,523
12歳	1,093	1,117	1,151	1,208	1,177	1,233	1,267	1,382	1,358	1,472
13歳	1,009	1,097	1,114	1,153	1,204	1,178	1,234	1,268	1,382	1,359
14歳	957	1,017	1,096	1,118	1,161	1,209	1,183	1,239	1,273	1,389
15歳	978	968	1,019	1,098	1,114	1,166	1,214	1,188	1,244	1,278
16歳	931	978	975	1,014	1,093	1,114	1,165	1,214	1,187	1,243
17歳	942	936	975	979	1,014	1,095	1,116	1,168	1,217	1,190
0-17歳	19,656	20,283	20,987	21,545	21,711	22,221	22,643	23,047	23,395	23,694
18-39歳	24,999	25,251	25,255	25,348	24,862	24,878	24,929	25,068	25,177	25,314
合計	44,655	45,534	46,242	46,893	46,573	47,099	47,572	48,115	48,572	49,008

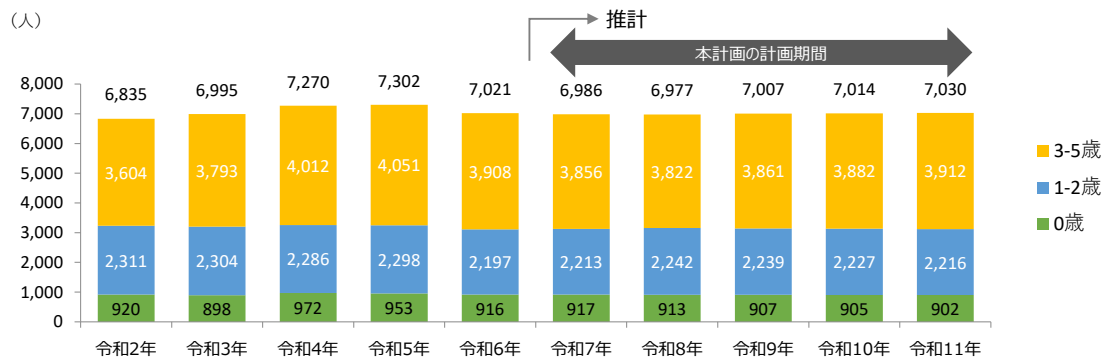
(単位：人)

※令和2～6年：住民基本台帳（各年4月1日）

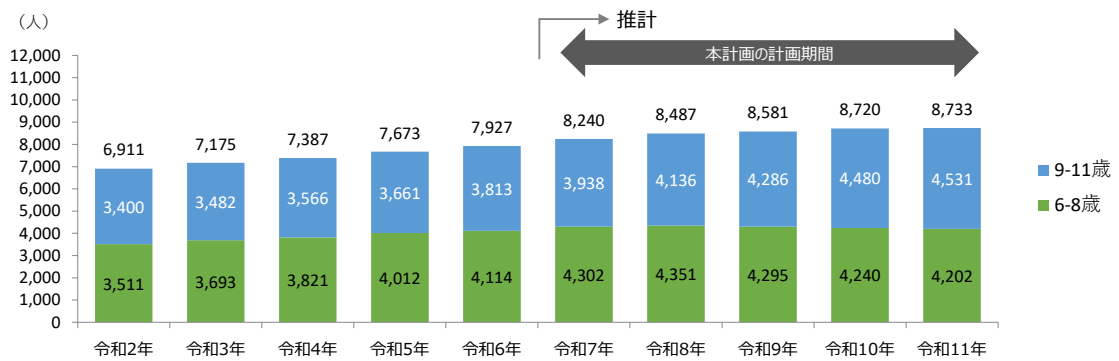
※令和7年～11年：推計値

³ 住民基本台帳（平成30年～令和6年）実績からコーホート変化率法により推計。変化率は平成30～令和6年の7年間の実績における6区間の平均値としている。0歳児人口は、15歳から49歳までの女性人口の推計に対する出生数の実績が将来も維持されると仮定して算出。

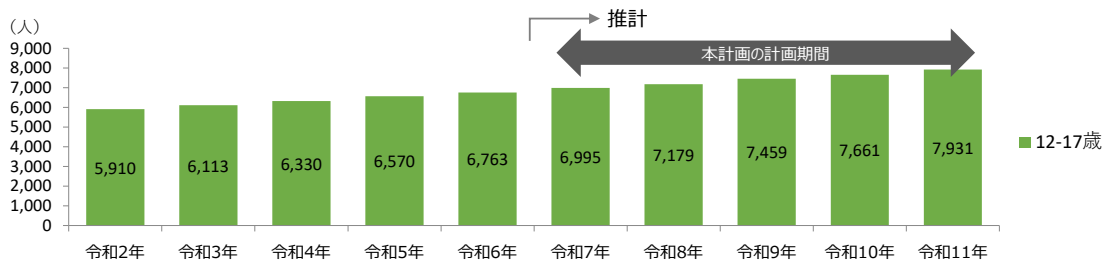
▼ 0歳～5歳の人口実績と推計



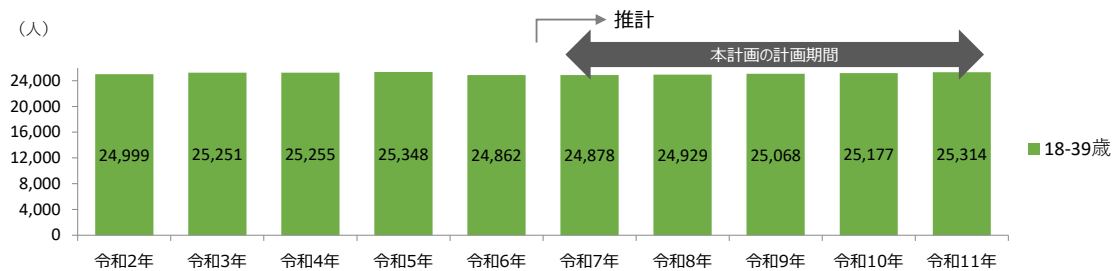
▼ 6歳～11歳の人口実績と推計



▼ 12歳～17歳の人口実績と推計



▼ 18歳～39歳の人口実績と推計



第 3 章

こども施策の目指す方向

第3章では、本市がこども施策でどのような社会を目指していくかを示します。

こども・若者を取り巻く現状などを基に、これから本計画で取り組みを進めていく際の方向性や基本理念、取り組み分野ごとの基本目標をまとめます。

- 1 本計画の方向
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系

1 本計画の方向

印西市の全てのこどもが健やかに成長し、今もこれからもその最善の利益が実現されることを目的に、本計画の基本理念を定めます。

基本理念

こどもみんなが健やかに 幸せに育つまち

「第2期印西市子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもが健やかに育ち 安心して子育てできるまち」を基本理念として、誰もが安心してこどもを出産し、子育てとこどもの成長に喜びや生きがいを感じ、全てのこどもが健やかで心豊かに成長できる環境づくりに取り組んできました。

本計画は、子育てのためのより良い環境づくりはもちろんのこと、こども基本法の考え方に基づき、全てのこどもが適切に養育され、愛され保護される等の権利が等しく守られるとともに、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくものです。

このことから、「全てのこども」「健やかな育ち」「幸せな状態（ウェルビーイング）での生活」という3つの方向性を示す「こどもみんなが健やかに 幸せに育つまち」を本計画の基本理念として設定します。

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、総合的な施策の展開を図ります。

基本理念

こども
みんなが
健やかに
幸せに
育つまち

基本目標1
成長に応じて切れ目なく支援する

基本目標2
全てのこどもの幸せな成長を支援する

基本目標3
こどもの育ちを社会全体で支える

基本目標4
安心して子育てできる環境をつくる

2 計画の基本目標

基本目標1 成長に応じて切れ目なく支援する

1

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、各成長段階における様々な体験を通じて成長していきます。また、子育ては、乳幼児期だけではなく誕生前から男女ともに始まり、こどもがおとなになるまで続くものです。各ライフステージで起こり得る課題に対し、関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉といった分野、またはこどもの年齢等による切れ目がないよう支援を行います。

基本目標2 全てのこどもの幸せな成長を支援する

2

全てのこどもが、生まれ育つ環境や障がい・病気などの有無にかかわらず権利や安全を守られ、困難な状況にあってもその解消が図られて幸せに成長していけるよう、特定のライフステージのみではなくライフステージを通して縦断的な支援が行き届くよう努めます。また、健やかな成長の原点となる様々な遊びや体験の機会・場所を提供し、こどもたちの生涯にわたる幸せな人生の礎を培います。

基本目標3 こどもの育ちを社会全体で支える

3

子育ては家庭を基本として行われ、保護者等が第一義的責任を有するものですが、社会環境の変化などにより子育ての不安や負担感を抱える保護者等も増加していると考えられます。様々な制度等を組み合わせた経済的支援や、保育等の子育てサービスを利用しやすくする支援、地域や学校を含む社会全体がこどもや子育て家庭に寄り添い家庭教育を支援する取り組みを進めます。

基本目標4 安心して子育てできる環境をつくる

4

こどもや子育て家庭の状況や生活様式の多様化を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることで、印西市において安心して子育てできる環境と、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

3 施策の体系

基本理念	分野	基本目標	施策の展開
こどもみんなが健やかに 幸せに育つまち	ライフステージ 別の支援	基本目標1 成長に応じて切れ目なく 支援する	1 こどもの誕生前から幼児期 2 学童期・思春期・青年期
	ライフステージ を通した支援	基本目標2 全てのこどもの 幸せな成長を支援する	1 多様な遊び・体験、 活躍できる機会づくり 2 困難な状況にあるこどもや 家庭への支援 3 こどもの権利を守る取り組み 4 こどもの安全を守る取り組み
	子育て当事者に やさしい社会	基本目標3 こどもの育ちを 社会全体で支える	1 子育て・教育に関する 経済的負担の軽減 2 地域子育て支援と 家庭教育支援 3 共働き、共育ての推進と ひとり親家庭への支援
	子ども・子育て 環境の整備	基本目標4 安心して子育てできる 環境をつくる	1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育の量の見込みと 提供体制 3 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

第4章

ライフステージ別の支援

こどもの誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。学童期・思春期は、こどもが身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性を育む時期であるとともに、さまざまなことに悩んだりする繊細な時期でもあります。

第4章では、こどもや子育て家庭への支援にかかわる施策を、こどもの成長段階ごとにまとめます。

1 こどもの誕生前から幼児期

2 学童期・思春期・青年期

1 こどもの誕生前から幼児期

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していく基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

出産から乳幼児期は、保護者が様々な課題や不安に直面しやすい時期でもあるため、妊娠時からサポートを始め、家庭環境それぞれの多様性を尊重しながら、保育の環境整備や親子支援などにより保護者・養育者の「子育て」を支援します。

■現状と課題

○安心な妊娠・出産

専門職による妊娠届出時の全数面接が、妊娠期から子育て期の不安軽減を図り、特定妊婦や養育支援の必要な家庭の早期把握につながっています。産後にケアが必要と考えられる産婦及び乳児の全てに支援が行き届くよう、提供体制の充実が求められます。

○相談体制

乳幼児に対する各種相談・健康診査の利用はコロナ禍で落ち込んだ時期がありましたが、回復に向かっています。保護者の就労は増加しており、相談しやすい体制の強化が求められます。

○幼児期の教育・保育、子育て支援

教育については、幼稚園で個々の特性に応じた支援や保護者に対する情報提供などの重要性が高まっています。保育については保護者の生活様式の多様化やこどもの体調不良などにも柔軟に対応できる保育の充実が求められます。

■施策の方向

○妊娠期から子育て期にわたり、健診時の相談受付、モバイル機器を活用した相談受付・プッシュ型支援など、より相談しやすい環境づくりを行います。

○こども家庭センターで、専門職による妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援を行います。

○幼稚園ではこども一人ひとりの特性に応じた教育の推進に努めます。

○保育園等では延長保育、一時預かり、病児保育など通常の預かりに加えた保育サービスの充実を図ります。また、保育の利便性を高めるため送迎保育ステーションの整備を進めます。

○幼稚園、保育園、認定こども園等と小中学校の連携を充実するため、「幼保小架け橋プログラム実施に向けた会議」を継続し、職場見学や体験を通しての交流、諸行事を通じての交流、情報交換会の開催などを行います。

■具体的な施策

2 学童期・思春期・青年期

学童期は、身体も心も大きく成長する時期です。思春期は、心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中でアイデンティティを形成していく時期です。青年期は、成人期へと移行していくための準備期間であり、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

就学後から若者まで、豊かな心や健やかな体を育成し、悩みや不安があればその軽減が図られて、心身ともにひとしく健やかに成長できるよう支援していきます。

■現状と課題

○学童保育（学童クラブ）・放課後子ども教室

市内に37か所の「学童クラブ」があります。新設や学校施設の利用等により公立学童クラブの整備を行ってきましたが、地区によるニーズの差が大きく、待機児童が発生している地域があります。放課後子ども教室は教室運営を担ってくださる地域人材の確保が課題となっています。

○確かな学力・豊かな心・健やかな体

こどもの個性や能力を尊重し伸ばす教育、いじめ、ヤングケアラーなど全国で表面化している人権に係る課題、熱中症予防など児童生徒の健康・安全を確保しての体育指導など、多様化する課題への対応の充実が重要です。

○悩みごと等への対応

不登校や登校渋りに関する教育相談が増えており、その要因や必要な支援も個別ケースで様々なため、適切な支援を組み合わせしていく連携体制の重要性が高まっています。また、悩みごとを抱え込まず、気軽に相談できるよう、窓口を周知していくことも必要です。

■施策の方向

○放課後児童対策として、学童保育に待機児童が発生している地域については引き続き施設の整備・確保を推進していきます。また、放課後子ども教室の実施を支援し、地域・学校・家庭のつながりを強めていきます。

○児童生徒の指導に携わる教員・職員の資質向上のための研修や、専門的な知識・技能をもち生徒に適切な指導・助言を行う指導者の派遣などを行い、学力向上・豊かな心や健やかな体の育成に努めます。

○悩みごとなどに対し、面談に限らず電話相談などにも応じること、スクールカウンセラーの存在など、多様な相談の方法や窓口があることを様々な媒体で周知していきます。また、関係機関の連携を強化し、相談者へのスムーズな対応・支援につなげていきます。

○若者の就労を支援するため、国や千葉県の事業との連携を図り、市の施設窓口やホームページなどを通じてその利活用を周知していきます。

■具体的な施策

第 5 章

ライフステージを通した支援

第5章では、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき取り組み、また、全てのライフステージに共通する取り組みについてまとめます。

- 1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
- 2 困難な状況にある子どもや家庭への支援
- 3 こどもの権利を守る取り組み
- 4 こどもの安全を守る取り組み

1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点といえます。

幼児期の教育・保育や学校での学習のみならず、地域における多様な体験やスポーツ活動の充実、楽しく安全な遊び場・居場所の充実などを通じて、こどもがのびのびと社会で活躍できる機会の拡充を進めます。

■現状と課題

○児童館等

児童館等は、そうふけ児童館、いんば児童館、子どもふれあいセンター、中央駅前児童館の4館を設置しています。中高生も利用できますが、その利用はほとんどありません。

○児童遊園・こどもの遊び場

児童遊園は、六軒弁天児童遊園、木下児童遊園、鎌刈児童遊園、造谷児童遊園、瀬戸児童遊園、師戸児童遊園の6か所、こどもの遊び場は、木下池田子どもの遊び場、木下町並み子どもの遊び場、荒野子どもの遊び場、やわら子どもの遊び場の4か所が整備されています。

○保育園の園庭開放

保育園や幼稚園に未就園のこどもとその保護者を対象に、同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場として園庭を開放しています。

○多様な体験活動・スポーツ活動

福祉施設での交流や手伝いをする奉仕等体験活動、恵まれた自然環境を活用した自然科学体験学習、自然に親しみみどりを育むみどりの少年団活動などが実施されています。また、市内でスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが活動しています。こどもたちの豊かな人間性の育成と、健やかな成長のためには、引き続き様々な体験活動やスポーツ活動が活発に行われていくための支援が重要です。

■施策の方向

○児童館等は小学校卒業後のこどもにも安心安全な居場所となるため、子育てナビや市公式LINE等を活用して利用を広めるよう努めます。

○児童遊園・こどもの遊び場は、地域住民の憩いの場、健全育成の場でもあることから、インクルーシブ遊具やベンチの設置、草刈、遊具点検等を引き続き行い、誰もが使いやすい安心安全な場所としての管理に努めます。

○多様な体験活動は、各学校において創意工夫を重ねながら引き続き実施・拡充していきます。また、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに対する活動支援を今後も継続的に行っていきます。

■具体的な施策

2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援

すべてのこどもの最善の利益が実現されるためには、生まれ育つ環境や障がい・病気などの有無によらず、それぞれの状況に応じて自立、社会参加を支援することが重要です。

困難な状況にあるこどもや家庭に対し、課題を早期に把握することによる早期対応や、様々な悩み・困りごとを丸ごと受け止めて必要な支援につないでいく支援の連携を進めます。

■現状と課題

○多様な課題への対応

家庭の抱える課題は複雑化・複合化しており、一つの福祉分野のみでは解決の難しい悩み・困りごとをワンストップで受け止める総合的な相談窓口の重要性が高まっています。

○周囲の気付きと支援へのつなぎ

経済的な困窮、ヤングケアラーなど、課題を抱える家庭やこども本人が自ら声をあげにくいケースも多く、教育・保育、地域活動など様々な場面でこどもや家庭と接する周囲の気付きは重要です。また、必要と思われる支援に適切につないでいく体制づくりも求められます。

○障がいの早期発見・早期対応

障がい、発達上の特性のある幼児や保護者に適切な支援を行うためには、健康診査、各種相談、訪問等のあらゆる機会を通じて状況を早期に把握し、親子に寄り添いながら支援していくことが重要です。

■施策の方向

○福祉の総合相談窓口は、どこに相談してよいかわからない方や、複雑化・複合化した課題を抱える方の悩み・困りごとを受け止め、適切な相談機関や支援機関等へつなぐ役割を担っていきます。今後、市の重層的支援体制整備を進めていく中で、アウトリーチ等も視野に入れながら機能充実を検討していきます。

○幼稚園、保育園、子ども家庭センター、医療機関等と連携を図ることにより、障がいを早期に発見できるよう努めます。必要な支援は個々の状況により異なり、適切な時期での関わりも大切になるため、支援機関同士の連携を強化し、障がいの状況に応じた適切な支援を受けられるよう努めていきます。

■具体的な施策

3 こどもの権利を守る取り組み

虐待にさいなまれたり、保護者からの適正な養育・保護を受けられないような状況に置かれることなく、安心して生きていけることは、すべてのこどもが持つ権利です。

児童虐待の発生予防や、こどもとの関わりに悩みや不安をもつ保護者など、当事者への支援とともに、社会全体でこどもの権利を守る意識の醸成などの取り組みを進めます。

■現状と課題

○児童虐待防止

「印西市子ども虐待防止対策協議会」を組織し、関係機関等との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。

○出産直後のケア

特に出産後間もない時期など、子育てについての不安や悩みが誰にも相談できずに積み重なってしまうことが、児童虐待につながるケースもあります。家庭児童相談やその他専門職による電話相談、家庭訪問等を実施し、子育て家庭の不安や悩みの軽減を図っています。

○医療機関との連携

医療機関と連携し、情報共有が必要な妊産婦の支援につなげてきました。

○対応体制の充実

核家族化の進展により、こどもとの関わりにおいて支援の必要な家庭が増加していると考えられます。支援を担うスタッフの拡充が課題です。

○人権教育

こどもたち自身が基本的人権についての理解を深められるよう、学校における人権教育を充実させていくことも重要です。

■施策の方向

○児童虐待の早期発見・早期対応について、子ども虐待防止対策協議会による取り組みと併せて、実務者会議や個別支援会議を設置し、個別ケースに対する情報共有や具体的な支援内容等を検討していきます。

○こんにちは助産師電話、こんにちは赤ちゃん訪問を通じて、産婦や養育者の心身の状況やこどもの発育発達を把握し、必要な助言を行うとともに不安や悩み等の相談に応じていきます。

○支援の担い手の確保に努め、適切な働きかけができるよう研修会等を通じて支援者の対応技術の向上に努めていきます。

○学校での人権教育を推進するため、教職員を対象とした研修を行っていきます。今後、ヤングケアラー、こどもの貧困、SNS上の誹謗中傷など、現代的な課題にも対応したテーマも設定していきます。

○こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

■具体的な施策

4 こどもの安全を守る取り組み

犯罪や事故などによってこどもの生命・尊厳・安全が脅かされることがなく、急病などの際には迅速・適切に医療が提供されることは、すべてのこどもの健やかな育ちと、安心できる地域での暮らしを実現させるために必須の環境といえます。

幼児期の教育・保育に関わる施設、学校、地域等が協力してこどもの安全を守る取り組みを進めます。

■現状と課題

○安全な保育

保育園における安全への取り組みを推進するため、運営費補助等の充実を図り、私立の保育施設を支援してきました。

○学校を通じた安全安心

全小中学校にて交通安全教室や防犯教育を実施し、安全教育の充実に努めています。また、防犯ブザー及び自転車通学用ヘルメットの貸与、全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布等により、通学時の安全確保に努めています。こどもの安全を守るためには、学校での取り組みと併せて、地域との連携も必要です。

○小児救急医療体制の充実

救急医療体制の充実を図るため、救急医療運営事業への財政支援を実施しています。受診のタイミングや医療機関の場所など情報提供と相談体制の充実を図り、いざという時の不安を軽減することが重要です。

■施策の方向

○保育における安全については、今後も、施設や保育士が保育をするうえで本当に必要とする支援を検討し、適宜に見直しを行いながら実施していきます。

○安全教育の充実と、通学時等の安全確保に引き続き努めるとともに、学校ホームページを活用した学校広報の充実や地域人材の活用により、こどもの安全を守るための地域との連携を進めます。

○印旛市郡小児初期急病診療所については、支援を継続して実施するとともに、一層の周知を図っていきます。

■具体的な施策

第 6 章

子育て当事者にやさしい社会

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中、保護者等の子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなくこどもに向き合えるようにすることは、こども・若者の健やかな成長のためにも重要です。

第6章では、地域全体でこどもを育てるという考え方に基づいた、子育て当事者への支援にかかわる取り組みをまとめます。

- 1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援と家庭教育支援
- 3 共働き、共育での推進とひとり親家庭への支援

1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減

家庭の環境によらず全てのこどもの権利が守られるとともに、少子化の抑制にも資する取り組みとして、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ることが重要です。

国の制度等も活用しながらの支援、当市独自の支援などにより、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

■現状と課題

○各種制度

ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ファミリー・サポート・センター利用料金助成等、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図る支援を実施しています。

○子ども医療費助成事業

子ども医療費助成事業については、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的な負担軽減を図るため千葉県の助成基準に独自の上乗せを行っています。各医療費助成において、助成件数および助成額が増加しています。また、高校生相当年齢の方への受給券交付が可能となったことから、制度利用にあたっての利便性が増しています。

■施策の方向

○各種制度を知らないことで支援を受けられないといったことなどがないよう、対象者に対する制度案内など周知を徹底していきます。

○国による制度の改正等に滞りなく対応するとともに、支援対象者への丁寧な説明や、独自の要件緩和の検討などにより、支援体制の充実に努めます。

■具体的な施策

2 地域子育て支援と家庭教育支援

まち全体でこどもの育ちと家庭での子育てを支えていくことは、良好な成育環境の確保とこどもたちの幸せな生活につながります。

子育てや家庭教育を支援する環境の整備、有効なサービス利用の助言、地域の力を生かしてこどもや子育て当事者を支える社会づくりなどを進めます。

■現状と課題

○家庭教育への支援

子育てについて不安や悩みを抱えている保護者に対して、それらの不安や悩みを解消していくため、子育てに関する相談体制や情報提供体制を充実させていくことが必要です。また、親子のふれあいを生む遊び場の提供や、より多くの利用につながるよう周知していくことも重要です。

○サービス利用の情報提供・助言

育児、幼稚園・保育園等の入園、子育て支援サービスに関することなど、利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）が窓口や電話及び児童館・子育て支援センター等で相談や情報提供、助言を行っています。子育てコンシェルジュ移動相談は、令和6年度から相談場所を11か所に拡充し、LINE予約の活用によりいつでも予約できるようになっています。

○ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を希望する人（利用会員）による、育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。コロナ禍でも活動を休止せず援助することができました。利用会員が増えており、提供会員の増員が課題となっています。

○身近な地域での支援

こどもを安心して育てていけるよう、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくり、地域コミュニティにおけるサポートの仕組みづくりが必要です。

■施策の方向

○子育て支援センターにおいて子育てに関する悩み相談や親子のふれあいの場を提供していきます。子育てナビ、市公式LINEを有効利用し、周知と利用の増加を図ります。

○利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による、支援サービス利用の案内やアドバイスを引き続き充実させていきます。

○家事、育児等の支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する子育てヘルプサービス事業を引き続き実施します。

○学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティースクールを設置していきます。

■具体的な施策

3 共働き、共育での推進とひとり親家庭への支援

女性が活躍できる社会づくりを国が進める中、男女が協力して子育てできる環境に向けた情報提供や男性への支援は重要です。

また、ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない保護者が就労や経済面で不利な状況に置かれることも多く、こどもとともに地域で孤立化する状況も少なくないことから、こどもや保護者に寄り添った適切できめの細かい支援が求められます。

■現状と課題

○男女協力しての子育て

令和6年実施の就学前児童保護者調査では、子育てや教育を主に行っているのは「父母ともに」が73.0%、「主に母親」が25.9%となっており、父親の就労状況は「フルタイム」が95.2%となっています。就労中の父親が積極的に育児参加できるようにするためには、仕事と子育ての両立に向けて基礎的な知識や技術を得られるような支援が重要です。

○ひとり親家庭への支援

令和4年4月から、児童扶養手当を受給している方に対し、就労支援・自立支援のための「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を開始しています。また、母子・父子自立支援相談を実施しており、相談件数は増加傾向にあります。

■施策の方向

○父親が子育てを主体的に行えるよう、仕事と子育ての両立に向けた実技型の父親育児セミナーを実施していきます。また、母子健康手帳の交付時に、子育てに関する基礎知識を掲載した「父親子育て手帳」を配付します。

○ひとり親家庭に対し、自立に必要な助言や支援を行うための相談体制を整備・充実します。

○離別によるひとり親家庭の保護者に、養育費の確保について必要な知識の普及など支援を充実します。

○特別な支援が必要と考えられるこどもや家庭については、関連各機関・部署と情報を共有し、支援の連携に努めます。

■具体的な施策

第7章

子ども・子育て環境の整備

-第3期印西市子ども・子育て支援事業計画-

第7章では、子ども・子育て支援法に基づく法定計画「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」として実行する、幼児期の教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業による取り組み等を示します。

- 1 教育・保育の提供区域
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

提供区域は、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはなく、本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供するための基礎的な範囲として設定します。

本市では、特に千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅周辺において開発が進められてきたことから、第1期及び第2期計画において幼児期の教育・保育の提供区域として3区域の設定を行いました。

今後も区域により人口増加が見込まれる中、その影響を勘案しながら施設整備等を検討し対応する必要があるため、本計画においても幼児期の教育・保育の提供区域についてはこれまでの設定を踏襲し、以下の3つの区域とします。

○第1区域…木下駅・小林駅を中心とした区域

（印西中学校区、小林中学校区、本埜中学校区）

○第2区域…千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域

（船穂中学校区、木刈中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、滝野中学校区）

○第3区域…印旛日本医大駅を中心とした区域

（印旛中学校区）



2 教育・保育の量の見込みと提供体制

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

第 8 章

計画の推進

第8章では、本計画を確実に推進するための体制と、計画の進行管理の方法などについてまとめます。

- 1 適切な連携・協力体制による計画の推進
- 2 計画の進行管理・フォロー

1 適切な連携・協力体制による計画の推進

2 計画の進行管理・フォロー

資料編

